

東証マザーズ指数の名称変更に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	4
3. 取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表	7
4. J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	9

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引の対象)</p> <p>第5条 指数先物取引(商品指数を対象とする指数先物取引(以下「商品指数先物取引」という。))を除く。)の対象は、次の各号に掲げる指数とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>東証グロース市場250指数</u>(J P X総研が<u>東証グロース市場250指数</u>の構成銘柄として選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、J P X総研が算出するものをいう。以下同じ。)</p> <p>(5)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(限月取引及びその数)</p> <p>第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数(指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。</p> <p>(1) 日経平均、東証株価指数、J P X日経インデックス400、<u>東証グロース市場250指数</u>、RNP指数、T O P I X C o r e 3 0、東証銀行業株価指数及び東証R E I T指数</p> <p>a (略)</p> <p>b フレックス限月取引 取引参加者の申請に基づき本所が指定する取引日(<u>東証グロース市場250指数</u>、RNP指数及びT O P I X C o r e 3 0を除く。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) J P X日経インデックス400、<u>東証グロース市場250指数</u>及びRNP指数 特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(呼値)</p> <p>第26条 (略)</p>	<p>(取引の対象)</p> <p>第5条 指数先物取引(商品指数を対象とする指数先物取引(以下「商品指数先物取引」という。))を除く。)の対象は、次の各号に掲げる指数とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>東証マザーズ指数</u>(J P X総研が<u>東証マザーズ指数</u>の構成銘柄として選定した銘柄を対象とする浮動株時価総額方式の株価指数であって、J P X総研が算出するものをいう。以下同じ。)</p> <p>(5)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(限月取引及びその数)</p> <p>第7条 指数先物取引は、次の各号に掲げる取引対象指数(指数先物取引の対象の指数をいう。以下同じ。)ごとに当該各号に定める取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。</p> <p>(1) 日経平均、東証株価指数、J P X日経インデックス400、<u>東証マザーズ指数</u>、RNP指数、T O P I X C o r e 3 0、東証銀行業株価指数及び東証R E I T指数</p> <p>a (略)</p> <p>b フレックス限月取引 取引参加者の申請に基づき本所が指定する取引日(<u>東証マザーズ指数</u>、RNP指数及びT O P I X C o r e 3 0を除く。)</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>2 限月取引の数及びその期間は、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) J P X日経インデックス400、<u>東証マザーズ指数</u>及びRNP指数 特定限月取引の5限月取引制とし、各限月取引の期間は1年3か月とする。</p> <p>(4)～(11) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(呼値)</p> <p>第26条 (略)</p>

- 2～8 (略)
- 9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
- (1) ・ (1) の 2 (略)
- (2) 指数先物取引
- a～e (略)
- f 東証グロース市場 250 指数、NYダウ及び台湾加権指数
- 1ポイントとする。ただし、東証グロース市場 250 指数に係るストラテジー取引については、0.5ポイントとする。
- g～i (略)
- (2) の 2～(6) (略)
- 10～13 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) ・ (1) の 2 (略)
- (2) 指数先物取引
- 次の a から g までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から g までに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。
- a～d (略)
- e 東証グロース市場 250 指数、TOPIX Core30、東証REIT指数、日経平均・配当指数、日経平均トータルリターン・インデックス及び日経気候変動指数
- 1,000円
- f・g (略)
- (2) の 2～(6) (略)

(最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数又は数値（以下「特別清算数値」という。）とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、最終清算数値を取引最終日の終了する日に定めるものとし、取引最終日における取引対象指数の最終の数値とする。

- 2～8 (略)
- 9 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
- (1) ・ (1) の 2 (略)
- (2) 指数先物取引
- a～e (略)
- f 東証マザーズ指数、NYダウ及び台湾加権指数
- 1ポイントとする。ただし、東証マザーズ指数に係るストラテジー取引については、0.5ポイントとする。
- g～i (略)
- (2) の 2～(6) (略)
- 10～13 (略)

(取引単位)

第29条 取引単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1) ・ (1) の 2 (略)
- (2) 指数先物取引
- 次の a から g までに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該 a から g までに定める額に取引対象指数の数値を乗じて得た額を1単位として行う。
- a～d (略)
- e 東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証REIT指数、日経平均・配当指数、日経平均トータルリターン・インデックス及び日経気候変動指数
- 1,000円
- f・g (略)
- (2) の 2～(6) (略)

(最終清算数値)

第36条 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定めるものとし、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところにより算出した特別な指数又は数値（以下「特別清算数値」という。）とする。ただし、フレックス限月取引において、各銘柄の設定時にあらかじめ最終清算数値を特別清算数値としないことを定めるものは、最終清算数値を取引最終日の終了する日に定めるものとし、取引最終日における取引対象指数の最終の数値とする。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証グロース市場250指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した指数

(2)～(9) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証グロース市場250指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。）

(2)～(7) (略)

3・4 (略)

付 則

この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

取引最終日の終了する日の翌日における東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における各構成銘柄の売買立会の始めの約定値段（取引最終日の終了する日の翌日に約定値段がない銘柄については、本所が定める値段）に基づき算出した指数

(2)～(9) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引対象指数の区分に従い、当該各号のいずれかに該当した場合で本所が必要と認めるときにおける最終清算数値は、本所がその都度定める日に、本所がその都度定める。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

取引最終日の終了する日の翌日に東京証券取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買立会が停止された場合（東京証券取引所の業務規程第29条第3号又は第4号の規定により有価証券の売買が停止された場合を含む。）

(2)～(7) (略)

3・4 (略)

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1) ・ (1) の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、<u>東証グローバル市場250指数</u>、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数</p> <p>基準値段に100分の8を乗じて得た数値(呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。)とする。</p> <p>b～g (略)</p> <p>(2) の2～(5) の2 (略)</p> <p>3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (1) の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、<u>東証グローバル市場250指数</u>、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>b～f (略)</p> <p>(2) の2～(4) の2 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバ</p>	<p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。</p> <p>(1) ・ (1) の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、<u>東証マザーズ指数</u>、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数</p> <p>基準値段に100分の8を乗じて得た数値(呼値の単位の整数倍の数値でないときは、これを切り下げる。次項第2号aにおいて同じ。)とする。</p> <p>b～g (略)</p> <p>(2) の2～(5) の2 (略)</p> <p>3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (1) の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、<u>東証マザーズ指数</u>、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>b～f (略)</p> <p>(2) の2～(4) の2 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する基準値段は、次の各号に掲げる市場デリバ</p>

ィブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) ・ (1) の 2 (略)

(2) 指数先物取引

a Mini取引及びMicro取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値(クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下この号において同じ。)とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証グロース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数にあつては別表2により算出した理論価格(当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段(該当する値段が二つある場合は、高い方の値段))、NYダウ、台湾加権指数、FTSE中国50インデックス、日経平均VI、日経平均・配当指数及びCME原油等指数にあつては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。

b (略)

(2) の 2 ~ (5) の 2 (略)

6 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) ・ (2) (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証グロ

ィブ取引の区分ごとに、当該各号に定める値段とする。

(1) ・ (1) の 2 (略)

(2) 指数先物取引

a Mini取引及びMicro取引を除く指数先物取引

前取引日の当該限月取引の清算数値(クリアリング機構が指数先物取引の清算数値として定める数値をいう。以下この号において同じ。)とする。ただし、前取引日に当該限月取引の清算数値がない場合は、日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数にあつては別表2により算出した理論価格(当該理論価格が呼値の単位の整数倍でないときは、当該理論価格に最も近接する呼値の単位の整数倍の値段(該当する値段が二つある場合は、高い方の値段))、NYダウ、台湾加権指数、FTSE中国50インデックス、日経平均VI、日経平均・配当指数及びCME原油等指数にあつては当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引の清算数値とする。

b (略)

(2) の 2 ~ (5) の 2 (略)

6 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1) ・ (2) (略)

(2) 指数先物取引

a 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザ

ース市場250指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

規程第33条第6項に規定する基準値段（以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。）に1000分の8を乗じて得た数値とする。

b～d（略）

(2)の2～(5)の2（略）

5・6（略）

（特別清算数値算出に係る値段）

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証グローバル市場250指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数及び日経気候変動指数

a～c（略）

(2)・(3)（略）

2・3（略）

付 則

この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。

ーズ指数、RNP指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数（傾斜0.5）、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及び日経気候変動指数

規程第33条第6項に規定する基準値段（以下この号及び第5号において単に「基準値段」という。）に1000分の8を乗じて得た数値とする。

b～d（略）

(2)の2～(5)の2（略）

5・6（略）

（特別清算数値算出に係る値段）

第22条 規程第36条第1項第1号及び第2号並びに第40条第2項に規定する約定値段に関し、これらのかっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の取引対象指数又は対象指数の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経平均、東証株価指数、JPX日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証銀行業株価指数、東証REIT指数及び日経気候変動指数

a～c（略）

(2)・(3)（略）

2・3（略）

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(取引参加者料金)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからeまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからeまでに定める金額とする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d J P X日経インデックス400、東証グロース市場250指数、TOPIX Core30、東証REIT指数及び日経平均・配当指数 1円</p> <p>d・e (略)</p> <p>(2)の2～(6) (略)</p> <p>6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからiまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからiまでに定める金額とする。</p> <p>a～d (略)</p>	<p>(取引参加者料金)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 ギブアップ負担金は、清算執行取引参加者（業務規程第42条第2項に規定する清算執行取引参加者をいう。）が納入するものとし、その額は、同項の規定により成立したギブアップに係る売付け又は買付けの数量に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める金額を乗じた額とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからeまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからeまでに定める金額とする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d J P X日経インデックス400、東証マザーズ指数、TOPIX Core30、東証REIT指数及び日経平均・配当指数 1円</p> <p>d・e (略)</p> <p>(2)の2～(6) (略)</p> <p>6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからiまでに掲げる取引対象指数の区分に従い、当該aからiまでに定める金額とする。</p> <p>a～d (略)</p>

e J P X日経インデックス400、東証グロース市場250指数、T O P I X C o r e 3 0及び東証R E I T指数 7円

f ~ i (略)

(2) の2 ~ (6) (略)

7 ~ 9 (略)

付 則

この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。

別表1 取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
指数先物取引 (M i n i 取引及びM i c r o 取引を除く。)	J P X日経インデックス400、 <u>東証グロース市場250指数</u> 、T O P I X C o r e 3 0及び東証R E I T指数	(略)	(略)
(略)			

e J P X日経インデックス400、東証マザーズ指数、T O P I X C o r e 3 0及び東証R E I T指数 7円

f ~ i (略)

(2) の2 ~ (6) (略)

7 ~ 9 (略)

別表1 取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
指数先物取引 (M i n i 取引及びM i c r o 取引を除く。)	J P X日経インデックス400、 <u>東証マザーズ指数</u> 、T O P I X C o r e 3 0及び東証R E I T指数	(略)	(略)
(略)			

J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからeまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aからeまでに定める値段とする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>東証グロース市場250指数</u>、RNP指数、TOPIX Core30、NYダウ、FTSE中国50インデックス、日経平均VI、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及びCME原油等指数</p> <p>aの(a)の規定を準用する。この場合において、「1円の1万分の1」とあるのは「1ポイントの1万分の1」と、「100分の8」とあるのは「100分の8(日経平均VIを対象とするものにあつては100分の20、CME原油等指数を対象とするものにあつては100分の10。)」と読み替えるものとする。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(2)の2～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(J-NET取引の値段)</p> <p>第3条 J-NET市場特例第3条第3項に規定する本所が定める値段は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 指数先物取引</p> <p>次のaからeまでに掲げる指数先物取引の対象の区分に従い、当該aからeまでに定める値段とする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>東証マザーズ指数</u>、RNP指数、TOPIX Core30、NYダウ、FTSE中国50インデックス、日経平均VI、S&P/JPX 500 ESGスコア・ティルト指数(傾斜0.5)、FTSE JPXネットゼロ500インデックス及びCME原油等指数</p> <p>aの(a)の規定を準用する。この場合において、「1円の1万分の1」とあるのは「1ポイントの1万分の1」と、「100分の8」とあるのは「100分の8(日経平均VIを対象とするものにあつては100分の20、CME原油等指数を対象とするものにあつては100分の10。)」と読み替えるものとする。</p> <p>d・e (略)</p> <p>(2)の2～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年11月6日から施行する。</p>	